

避難確保計画未作成の要配慮者利用施設の職員の避難行動意識と作成率の向上の重要性

株式会社建設環境研究所 正会員 ○三崎 貴弘, 富田 邦裕
非会員 木下 和亮, 日原 未知子, 山本 恵一, 長澤 晋司

1. はじめに

近年は、集中豪雨等による水害の頻発化や被害の激甚化が懸念されている。このような状況の中で、要配慮者利用施設の被害も発生しており、H21 中国・九州北部豪雨では山口県防府市の土砂災害での被災、H28 台風 10 号では、岩手県岩泉町の洪水で要配慮者利用施設が被災し、施設利用者 9 名の人的被害が発生した。これらを背景とし、H29.6 に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内では地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成・訓練の実施が義務化された。水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況は、全国平均で H29.3 末に 8.0%、H30.3 末に 17.7%、R2.10 末に 62.2%、R4.9 末に 85.3%に上昇している。避難確保計画を作成し避難訓練を実施してきた施設の中には、浸水被害の発生前及び水害時に避難し、施設職員及び利用者の確保に成功している事例¹⁾がある。このため、災害が発生するおそれのある施設において、避難確保計画作成と避難訓練実施の体制が構築されれば、早期の避難行動により施設職員と利用者の命を守ることが出来る可能性が高いと推察される。

本報では、浸水災害が発生するおそれのある自治体において、避難確保計画を作成していない施設を対象に避難確保計画作成の取り組みを行い、その取り組み内容と取り組みを経た施設職員の認識について報告する。

2. 取り組みについて

取り組みを行った A 自治体は、令和元年東日本台風での被害（全壊 3 棟、半壊 3 棟、床上浸水 91 棟、床下浸水 53 棟、土砂被害 2 箇所等）があった。水防法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況は、R3.9 末時点で 86.4%であり、全国平均の 73.7%を上回っていた。

避難確保計画未作成の施設（高齢者福祉施設、障害者福祉サービス、学童保育施設、私立幼稚園、病院）を対象に、R4.1 の平日午前と午後に、2 時間 30 分程度の避難確保計画の作成講習会を実施した。講習会は、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル Ver.2.1（令和 2 年 10 月）²⁾に従い、開催方式は実践方式とし、新型コロナウイルス感染症下のためスクール形式とした。内容は、①開催目的及び避難確保計画作成の必要性、②防災気象情報の避難行動への活用、③避難確保計画の作成方法（避難場所の検討、情報収集の対応、避難時間の検討、様式の記入方法、④質疑応答、で構成した。様式の記入方法の説明時には、A 自治体で各施設を所管する部署の職員が会場内を巡回し、施設担当者の個別の質問に対応した。施設担当者の意識を確認するため、講習会後にアンケート調査を実施した。アンケート項目は、参加者の基本情報（性別、年代、役職および水害被災経験の有無）、水害危険性の理解、防災情報の入手方法、令和元年東日本台風時の防災行動、講習会に参加した理由、講習会前の避難確保計画を作成状況とその理由、避難訓練の実施予定、避難訓練の実施へのイメージ、避難訓練を実施するために必要なものを選択式設問、講習会の感想やその他意見を記述式設問で構成した。

3. アンケートの集計結果

アンケートの回答は 89 施設（高齢者福祉施設 11、障害者福祉施設 20、学童保育施設 43、私立幼稚園 9、病院 4、無回答 2）であり、回収率は 90.8%であった。参加者の性別は、男性 24 名、女性 49 名、無回答 16 名であった。年代は、20 代 5 名、30 代 10 名、40 代 24 名、50 代 34 名、60 代 13 名、70 代 1 名、無回答 2 名であった。役職は、経営者 8 名、施設管理者 22 名、管理職 15 名、防災担当職員 3 名、一般職員 25 名、無回答 16 名であった。水害被災経験は、『あり』4 名、『なし』66 名、無回答 19 名であった。

キーワード 水防法, 風水害, 避難確保計画, 講習会, アンケート調査

連絡先 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-23-2 (株) 建設環境研究所 防災部 TEL 03-3988-2632

本報では、実施したアンケート項目（水害の危険性、令和元年東日本台風時の避難行動、講習会参加理由、避難訓練実施への必要なもの）の回答結果を図-1に示す。

図-1より、水害の危険性について、『施設の water の危険性や避難先を知っていた』46名、『水害の危険性や避難先までは把握できていなかった』33名、『講習会で初めて水害の危険性を理解した』8名であった。避難行動について、無回答50名と多く、回答施設の約25%の施設で避難行動を取り、『その他』は施設閉鎖や利用時間外であった。講習会の参加理由について、『事前送付資料で計画作成が義務だと知った』51名、『講習会の案内内容に興味があった』27名、『近年水害が多く、施設での対応の必要性を感じた』24名、『ホームページ等の情報だけでは、作成方法がわからなかった』14名、『同業の他施設がすでに作成していて、自施設でも早急な作成の必要性を感じた』8名であった。『その他』は自治体や所属先からの要請・指示であった。避難訓練実施への必要なものについて、『訓練を手助けするツール類』32名、『自治体からの協力』20名、『専門家からの指導』12名、『特になし』24名であった。『その他』は、施設や避難先の協力を必要とするであった。

4. おわりにと今後の課題

本報では、避難確保計画未作成の98施設を対象に、自治体各部局連携のもとで講習会を実施し、講習会終了後のR4.3末の計画作成状況は96.1%まで上昇した。アンケート結果より、未作成施設の職員は、水害の危険性や避難先についての理解が少なく、令和元年東日本台風時には多くの施設では避難行動を取っていないことが確認された。また、避難確保計画の作成が義務であること及び作成方法がわからないという意見もあり、引き続き計画作成に関する広報や講習会を支援していく必要がある。今後の課題は、避難確保計画の作成後に避難訓練の支援に対する要望もあることから、施設が独自に避難訓練を実施する際に手助けするツール類の公開、普及や自治体からの協力等を通じて、避難訓練の実施率を向上させていく手法についても検討し、命を守る早期避難につなげていく必要がある。

謝辞：本取り組みの実施にあたり、A自治体職員の皆様には、大変お世話になりました。ここに記して、感謝の意を表します。

<参考文献>

- 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室：要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集，令和4年10月。
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/seikajirei.pdf>
- 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室：要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル Ver. 2.1，令和2年10月。
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/10_manual.pdf

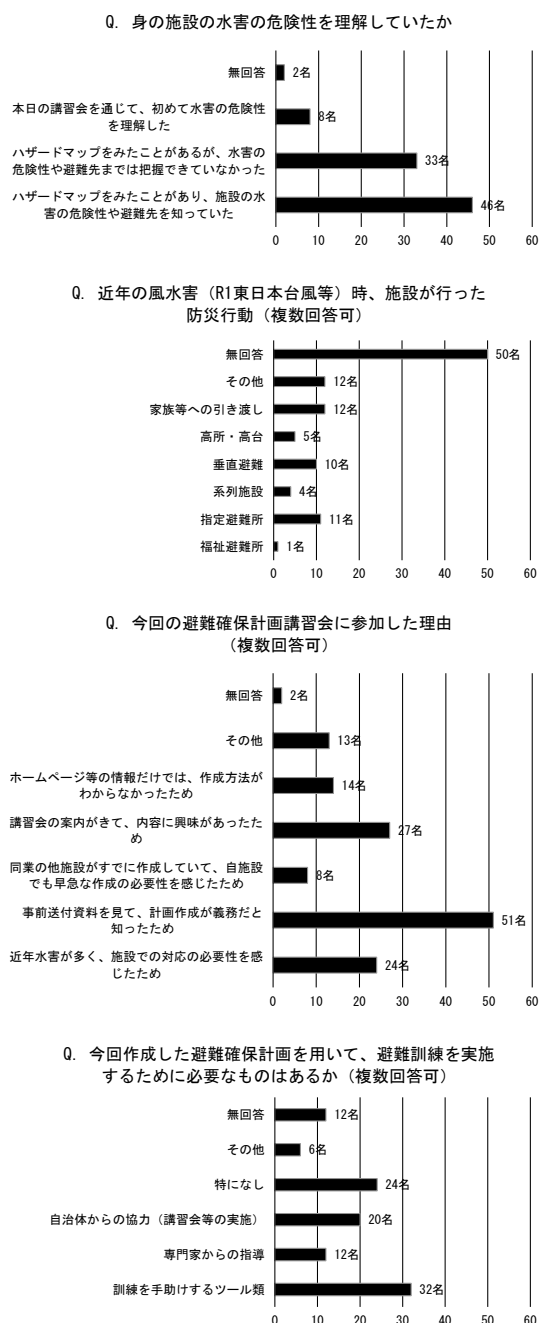


図-1 アンケートの回答結果